

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年10月13日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	羽曳野市
4. 届出番号	15
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/jouhouseisaku/mynumber/6368.html

執行機関名 羽曳野市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		○羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)別表第2の22の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1条	羽曳野市留守家庭児童会条例 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが <u>健やかに成長することができる社会の実現に寄与</u> することを目的とする。	第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第1項の規定に基づき、児童(本市の区域内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校に就学する者をいう。以下同じ。)に対し、放課後における適切な遊び及び生活の場を与え、 <u>児童の健全な育成を図るため</u> 、羽曳野市留守家庭児童会(以下「児童会」という。)を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		・羽曳野市留守家庭児童会条例 ・羽曳野市留守家庭児童会条例施行規則